

全建労発第 24 号
令和 5 年 6 月 19 日

都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインの一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインを平成 31 年に策定し、能力評価の普及を図ってきたところですが、より一層の普及に向けガイドラインを改正した旨本会に対し周知依頼がありました。

また、令和 4 年に建設キャリアアップシステムへの登録技能者数は 100 万人を突破したところですが、令和 6 年 4 月 1 日以降の就業履歴について、経歴証明による証明ができなくなることを踏まえ、現場における就業履歴が適切に蓄積されるための環境整備が求められております。

つきましては、当該ガイドラインを貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

(担当) 労働部 古田、菅原
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール rodo@zenken-net.or.jp